

【聖隷グループ奨学金の返還手続きについて】

対象：奨学金受給者

※就職内定者奨学金（聖隷三方原病院・聖隷浜松病院）受給者も含みます（特別奨学生扱い）。

1. 説明・提出様式

- ①【聖隷グループ奨学金の返還手続きについて】（本状）②返還誓約書（一般奨学金）
- ③返還誓約書（一般奨学金）記入例 ④一般奨学金 返還猶予申請書
- ⑤一般奨学金 返還猶予申請書 記入例 ⑥奨学金貸与規則
- ⑦「一般奨学生」と「特別奨学生」の両方の期間がある方へ

2. 卒業・修了時の手続について

(1) 提出書類

《全員提出》

「返還誓約書（一般奨学金）」

奨学金の最終振込日 2025年3月27日までの金額が振込まれたものとして作成してください。
特別奨学生期間、金額変更時期等不明な場合は、学生サービスセンターへ問い合わせ、正確に記入してください。

《進学・卒業延期のため2025年4月に就職しない場合》

「返還誓約書（一般奨学金）」＋「返還猶予申請書」

提出期限までに結果が未定の方は進学として提出してください。結果判明後直ちにキャリア支援センターおよび施設・病院総務課に報告後、学生サービスセンターへ連絡してください。

(2) 提出期限 **2025年2月17日(月) 学生サービスセンターへ提出（郵送可必着）**

3. 返還について

(1) 返還額：奨学金として受給した金額の合計になります。

※聖隷福祉事業団施設（病院）に勤務する特別奨学生については、業務従事期間（月数）が特別奨学生として認められた期間（月数）を超えたときは、その貸与総額が免除になります。（規則：第16条）

(2) 期 間：返還期間は貸与を受けた月数の2倍の月数以内です。

※就職後、当該施設・病院総務課と個別相談して返還計画を作成することになります。

(3) 方 法：給与天引き（2025年4月分給与から開始）

4. 返還誓約書 連帯保証人2名について

連帯保証人は、奨学生本人と連帯して返還の責務を負います。本人が万が一返還できなくなった場合に、本人に代わり返還可能な人にしてください。

1人目：原則として父母 父母がいない場合は、兄弟姉妹・おじ・おば等

2人目：原則として4親等以内の親族

父母を除く、兄弟姉妹・おじ・おば・いとこのうちで、1人目の連帯保証人と別生計の人

※未成年者、収入資産がなく保証能力のない方は認められません。

※他に該当者がいない等、やむを得ない場合を除き、65歳未満の方をお願いします。

記入・捺印について

- ・連帯保証人の欄は、連帯保証人本人が直接記入し、捺印してください。
- ・印鑑は認め印で結構です。ゴム印（浸透印、シャチハタ等）は使用しないでください。（以前提出した書類の印と同様にする必要はありません。）
- ・印は鮮明に押ししてください。不鮮明な場合は、すぐ横に押し直してください。

◆卒業後窓口

《就職後》就職施設・病院総務課

《進学後》(1) 本学大学院・助産学専攻科…学生サービスセンター

(2) 他大学等…就職予定施設・病院総務課

※ここに記載のない事項については、奨学金貸与規則をお読みください。

不明な点、相談等は学生サービスセンターへお問い合わせください。

電話：053-436-1125 E-mail：service@seirei.ac.jp